

令和7年水上村条例第19号

水上村お試し住宅条例

(設置)

第1条 本村への移住を検討している者及び本村での事業展開検討等のために一時的に本村に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）に対し、本村の風土及び本村での日常生活を体験することにより、本村への移住・定住の促進及び村の活性化を図り、地方創生の推進を目的とし、水上村お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
水上村お試し住宅	熊本県球磨郡水上村大字岩野851番地2

(管理及び運営)

第3条 お試し住宅は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用期間)

第4条 お試し住宅の利用期間は、原則として2日から30日以内とする。ただし、村長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用期間は、連続する日により算定することとする。

(利用の許可)

第5条 お試し住宅を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 お試し住宅を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に村外に住所を有する者で、村内への移住を希望している者
- (2) 利用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもてる者
- (3) 旅行に伴う宿泊利用でない者
- (4) 水上村暴力団排除条例（平成23年水上村条例第18号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と密接関係者でない者

3 村長は、管理上必要と認めるときは、第1項の許可に際し、条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない

ことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) お試し住宅を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) お試し住宅の管理上支障があるとき。
- (5) その他お試し住宅の利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 お試し住宅の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 村長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) その他村長が還付する必要があると認めたとき。

(利用者の遵守義務)

第10条 第5条の許可を得た利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する設置目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 利用者は利用の許可の権利を他人に譲渡し、又はお試し住宅及びその敷地を転貸してはならない。
- (3) お試し住宅及び附属施設、設備等を適切に取り扱うこと。
- (4) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (5) 清掃及び除草を適宜行い、ごみを適切に処理すること。
- (6) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- (7) 利用者は、利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を村に返却すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適正に管理し、住環境を整備すること。

(禁止行為)

第11条 利用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
 - (2) 事業又は営業
 - (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
 - (4) 文書、図面その他の物の掲示又は配布
 - (5) 政治活動又は宗教活動
 - (6) 動物の飼育
 - (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
 - (8) 建物の建築又は工作物の設置
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくないと村長が認める行為
- (利用許可の取消し等)

第12条 村長は、前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用者に生じた損害に対しては、村はその責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、お試し住宅の利用が終了したときは、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、お試し住宅を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事故免責)

第15条 村長は、お試し住宅が村の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅内及び敷地内で発生した事故に対して、その責を負わないものとする。

(指定管理者による管理)

第16条 お試し住宅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条の規定による管理及び運営
- (2) 第5条に規定する利用許可、第6条に規定する利用許可の制限、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条の規定による原状回復命令その他利用許可に関連する業務
- (3) 第7条に規定する使用料の徴収、第8条に規定する使用料の減免、第

9条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、村長の承認を受けて行うものとする。

(4) お試し住宅及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の運営に関して村長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第5条から第9条まで及び第12条の規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、利用期間及び利用時間を変更するときは、あらかじめ、村長の承認を受けてこれを行うことができる。

(使用料金の収入)

第17条 村長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理するお試し住宅の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、利用料金は、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として収受させる場合においては、第7条から第9条まで及び別表の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

お試し住宅使用料	2,000円／泊／人（税込）
----------	----------------

ただし、未就学児は、無料とする。